

# みやぎの消費生活情報

Information on Consumer Affairs of MIYAGI

## INDEX

- ◆暮らしのレスキューサービスに関する悪質商法にご注意！
- ◆訪問購入のトラブルにご注意ください！
- ◆点検商法に注意！給湯器の無料点検のほが…
- ◆賃貸住宅の原状回復トラブルにご注意！
- ◆消費生活センターからのお知らせ
- ◆消費生活センターの開館について
- ◆知るぽると(宮城県金融広報委員会)、消費生活相談窓口



2026  
春号 Spring  
第189号

## ＼暮らしのレスキューサービスに関する／ ～悪質商法にご注意！～

「水回りトラブルや鍵などの修理で、依頼した事業者に関する相談が増えています…」

### 暮らしのレスキューサービスに関する 悪質商法にご注意！

トイレの故障・不具合などの水回りトラブルへの対応を行う事業者に関する相談が特に増えています。

- 1 トイレの調子が悪いため無料点検等をうたう業者に電話  
点検無料だし、工事費も安いので電話してみよう
- 2 無料点検・見積りのために家まで来てもらうことに  
無料で、点検・見積りいたします！！
- 3 新品トイレとの交換を勧められ契約  
トイレ交換が必要で○○万円になります  
簡単な修理で済むと思っていただけ、交換が必要なら仕方ないか…
- 4 クーリング・オフしようとする…  
電話で訪問依頼を受けて契約しているため、法律上クーリング・オフできません  
これだけ高いと払えないから困った



- 事業者の訪問を依頼する前に **費用や作業内容等の契約条件をよく確認**しましょう。
- 自宅への訪問を依頼して契約した場合であっても **クーリング・オフが可能ながあります。**

例：①トイレの水が流れにくいので無料点検・見積りを依頼したのに、事業者の訪問時に新品便器との全面取替えを勧誘され、契約した場合  
②水栓の水漏れの修理を依頼したのに、事業者の訪問時に台所全体の大規模リフォームを勧誘され、契約した場合



# ＼訪問購入のトラブルにご注意ください！／ ～不用品の買い取りに係るトラブル発生中～

（「訪問購入」とは、消費者の家を購入業者が訪問し、貴金属やブランド品などを買取るものです）

電話では  
「食器、古着等を買取っています」  
と言われていたのに、  
家に来たら  
「貴金属やアクセサリー等はないか」  
といきなり勧誘されたの…



## ～訪問購入心得～

- 一、いきなり訪問してきた購入業者には応答しない！
- 一、買い取りを希望した物品以外は売らない！
- 一、買い取りを希望しない物品は見せない！
- 一、むやみに貴金属を見せない！触らせない！
- 一、契約書面はよく確認！



出典：消費者・東北経済産業局・国民生活センター

# ＼点検商法に注意！／

## 給湯器の無料点検のはずが浄水器を買うハメに…

- 電話や訪問で【無料】で給湯器の点検を持ち掛けてきます。
- 「委託された」とウソの説明をしたり、契約中のガス会社を装うなど身分を詐称して【怪しくない】と信じこませる事例もみられます。
- 「早く交換したほうがよい」などの業者の言葉で不安にさせ、言われるがままに高額な契約や、給湯器とは関係のない不要な物を購入させる手口です。



出典：国民生活センター

## ＼賃貸住宅の原状回復トラブルにご注意／

### 契約時

貸主側の説明をよく聞き、わからないことは確認を。  
原状回復やクリーニング費用について、契約書の記載内容をよく確認！

### 入居時

キズや汚れを確認し、写真やメモで記録に残しましょう。  
備え付けの設備がきちんと動作するかも確認！

### 入居中

設備に不具合や故障が起こったら、  
すぐに貸主側に連絡しましょう。

### 退去時

退去時もキズや汚れを確認し、写真やメモで記録に残しましょう。  
精算内容をよく確認し、納得できない点は、貸主側に説明を求めましょう！

▶「賃貸住宅標準契約書」や「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」も確認！

出典：国民生活センター

## ＼宮城県消費生活センターからのお知らせ／

「みやぎの消費生活情報」は、より充実した内容で情報をお届けするため

**今号より「年4回発行(春・夏・秋・冬)」の**

**季刊誌へとリニューアルいたします**

これからも、皆様の消費生活に役立つ情報をわかりやすくお届けしてまいります。  
今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

## ＼宮城県消費生活センターの開館について／

- ▶ 毎週日曜日・祝休日はお休みです。
- ▶ 研修等のため臨時休館することがあります。  
まずは当センターホームページでご確認ください。



出典：消費者庁イラスト集

- ▶ 消費者ホットライン「188」へお電話いただくと、お住まいの市町村や都道府県の、消費生活相談窓口につながります。

# ＼知るぽると（宮城県金融広報委員会）／

## 金融・経済講演会を 開催しました



お金や暮らしの知恵を学びましょう！

令和8年1月31日(土)、トラストシティカンファレンス・仙台で、金融・経済講演会2025を開催しました。

今回は、経済ジャーナリスト・元日経新聞記者の後藤達也さんをお迎えし、資産形成のポイントについて、最近のトピックスを交えながらご講演いただきました。

また、セミナーとして、ファイナンシャルプランナーの藤井真由美さんから、豊かな老後のために知っておきたいお金の話についてご講義をいただきました。

会場参加は満席でオンラインも60名が参加、質疑応答の時間には講師への質問が相次ぐなど活気のある講演会となり、金融経済分野への関心の高まりを感じました。

皆様、御来場ありがとうございました。



## ＼消費生活相談窓口／

消費者ホットライン  
「ひとりで悩まず、まず相談！」**☎188**

※最寄りの消費生活相談窓口につながります。  
※お住まいの郵便番号をお手元において、お電話すると便利です。

宮城県消費生活センター  
☎022-211-3123

相談時間 月～金 9時～17時  
土 9時～16時(祝日・年末年始除く)



### 各県民サービスセンター窓口

(相談時間 月～金 9時～16時 祝日・年末年始除く)

#### 仙南圏

大河原地方振興事務所  
県民サービスセンター

☎0224-52-5700

#### 大崎圏

北部地方振興事務所  
県民サービスセンター

☎0229-22-5700

#### 栗原圏

北部地方振興事務所栗原地域  
事務所県民サービスセンター

☎0228-23-5700

#### 石巻圏

東部地方振興事務所  
県民サービスセンター

☎0225-93-5700

#### 登米圏

東部地方振興事務所登米地域  
事務所県民サービスセンター

☎0220-22-5700

#### 気仙沼圏

気仙沼地方振興事務所  
県民サービスセンター

☎0226-22-7000



電子申請による  
消費生活相談は  
こちらから

\*回答は、消費生活相談員から電話で行います。



©宮城県・  
(株)旭プロダクション

◎各市町村にも相談窓口があります。詳しくは、各市町村へお問い合わせください。